
プロジェクト IFRS 適用課題対応

項目

【審議事項】IFRS 第 9 号「金融商品」及び IAS 第 39 号「金融商品：認識及び測定」ーキャッシュ・フロー・ヘッジ関係における、可能性が非常に高いという要求の適用

I. 本資料の目的

1. 本資料は、2018 年 9 月の IFRS 解釈指針委員会（以下「IFRS-IC」という。）会議において議論された、特定のデリバティブをキャッシュ・フロー・ヘッジ関係におけるヘッジ手段に指定する場合の「可能性が非常に高く (highly probable) なければならない」とする要求事項の適用に関するアジェンダ決定案について、その内容をご説明し、当委員会の対応（案）についてご意見をいただくことを目的としている。

II. 背景及び経緯

2. IFRS-IC は、キャッシュ・フロー・ヘッジ関係において、予定取引がヘッジ対象として適格となるためには「可能性が非常に高く (highly probable)」なければならないとする IFRS 第 9 号「金融商品」（以下「IFRS 第 9 号」という。）及び IAS 第 39 号「金融商品：認識及び測定」（以下「IAS 第 39 号」という。）の要求事項について、明確化を求める要望書を受け取った。具体的には、ヘッジ手段として指定されたデリバティブ（ロード・フォローイング・スワップ）の想定元本がヘッジ対象の成果に応じて変動する場合にかかわる下記の項目について質問している。
 - (1) 当該要求事項をどのように適用するか
 - (2) ヘッジの有効性を評価又は測定するにあたり、ヘッジ関係の開始時にヘッジ対象が（数量的に）固定されなければならないのかどうか
 - (3) これらの質問に対する回答は、企業が IAS 第 39 号を適用しているか¹、又は IFRS 第 9 号を適用しているかによって変わるのかどうか
3. 要望書の提出者は、ロード・フォローイング・スワップについて、典型的には実際にヘッジされた量に応じて想定元本が変動するデリバティブと説明している。このような商品の条件はさまざまであるが、要望書は当該商品を IAS 第 39 号又は IFRS 第 9 号の対象であり、ヘッジ手段として適格なものであるという前提を置いている。

¹ 企業は、会計方針として、IFRS 第 9 号のヘッジ会計の要求事項に代えて、IAS 第 39 号のヘッジ会計の要求事項を継続して適用することができるとされている（IFRS 第 9 号 7.2.21 項）。

4. 要望書の提出者は、太陽光発電施設が発電した電力を国の電力市場においてスポットレートで販売するという事例を記載している。当該販売取引とは別に、太陽光発電施設は、独立した第三者と太陽光発電施設が発電した実際の電力量に基づいて、電力の変動価格を固定価格に交換するロード・フォローイング・スワップ契約を締結する。太陽光発電施設は、電力の予定売上をキャッシュ・フロー・ヘッジ関係のヘッジ対象に指定し、ロード・フォローイング・スワップをヘッジ手段に指定する。要望書の提出者によれば、ロード・フォローイング・スワップの性質は、スワップの想定元本額が、企業が国の電力市場で販売する実際の電力量に基づいているようなものであるとされている。
5. 2018年3月、IFRS-ICは、下記の内容のアジェンダ決定案を公表した。

実施したアウトリーチの結果から、要望書の中で対象とされている金融商品は一般的なものではなく、本論点が広範な影響を有するという証拠を得ていないため、基準設定アジェンダとして取り上げない。

III. 2018年9月のIFRS-IC会議における議論

2018年3月のアジェンダ決定案に対して寄せられたコメント

6. 2018年3月のアジェンダ決定案に対して5通のコメントが寄せられ、うち3通のコメントは、当該案に略述されている理由に基づき本論点を基準設定アジェンダとして取り上げないとする当該案に賛同した。
7. 1通のコメントは、基準設定アジェンダとして取り上げないとする当該案に賛同したものの、当該案は、財務諸表の作成者に対して追加的なガイダンスを提供していないためばらつきを生じさせる可能性があることを懸念していた。ヘッジすることを予定している取引にリンクする契約条件を有する金融商品はより多く存在しており（例えば、予定している企業買収（外国通貨による支払条件）が発生した場合に限り発効するディール・コンティンジェント・スワップなど）、また今後市場が発展するにつれ更に一般的になり得ると指摘し、より広範な質問（ある取引が「可能性が非常に高い」とされるためには、当該取引が特定の固定数量として識別されていなければならないかどうか）についての検討をIFRS-ICに対して要請した。
8. 別の1通のコメントは、基準設定アジェンダとして取り上げないとする当該案に賛同したものの、「可能性が非常に高くなければならない」とする要求事項の適用に関する、下記の追加的な意見を述べていた。

予定取引が発生すること自体には不確実性がないが、当該取引の規模については不確実性が存在する状況があり、そのような場合については、スワップの契約期間と一致する期間における発電施設の生産量としてヘッジ対象が指定されている場合には、「可能性が非常に高くなければならない」とする要求事項を満たすことになる。

一方で、予定取引が発生すること自体に重要な不確実性が存在しているが、(当該取引が発生した場合には)取引規模が分かっているか又は僅かに変わり得る場合については(例えば、発生するかもしれないし発生しないかもしれない企業買収に係る為替リスクのヘッジ取引など)、要望書が対象としている取引の状況と異なっている。取引の発生可能性が非常に高いとはいえない場合にヘッジの会計処理を認めるとするならば、予定取引の可能性が非常に高いことを求める規定を削除して IAS 第 39 号/IFRS 第 9 号を改訂する必要がある。

IASB スタッフの分析

9. IASB スタッフは、以下の理由から、2018 年 3 月の IFRIC Update において公表したアジェンダ決定案に、下記の文言を追加して改定することを提案した。

「さらに、いくつかのコメント・レターは、予定取引の時期及び規模に関する不確実性が IAS 第 39 号及び IFRS 第 9 号を適用する際の『可能性が非常に高い』かどうかの評価にどのように影響するのかという別の質問を識別した。ある取引の発生可能性を評価する際は、IAS 第 39 号に付随する適用ガイダンス F.3.7 では、企業は予定取引の時期及び規模の双方に関する不確実性について検討すると述べていることを委員会は確認している。さらに、ヘッジ手段の契約条件は、予定取引が『可能性が非常に高い』かどうかの評価に影響を及ぼさないと委員会は考えている。

IAS 第 39 号及び IFRS 第 9 号の規定における要求事項は、予定取引が『可能性が非常に高い』かどうかを企業が判定するための適切な基礎を提供していると委員会は結論付けた。」

なお、追記することを提案された前述の内容は、2018 年 3 月に公表したアジェンダ決定案において議論された当初のものよりもより広範な事項に対処していることから、それについてコメントする機会を利害関係者に提供するため、新たなアジェンダ決定案として公表することを提案した。

- (1) 寄せられた 5 通のコメントのすべては、要望書が対象とするデリバティブ金融商品は一般的なものではなく本論点が広範囲なものではないため基準設定アジェンダとして取り上げないとする IFRS-IC の決定に賛成していた。一方、いくつかのコメントは、予定取引の時期及び規模に関する不確実性が IAS 第 39

号及び IFRS 第 9 号を適用する際の「可能性が非常に高い」かどうかの評価にどのように影響するのかという、実務上の含意を有する別の質問を識別した。

- (2) 「可能性が非常に高くなければならない」とする要求事項は、IFRS 第 9 号により導入された新たな考え方ではなく、IAS 第 39 号から変更なく引き継がれているものである。
- (3) IFRS 第 9 号及び IAS 第 39 号は、予定取引が「可能性が非常に高い」かどうかを評価するための方法を特定していないが、IAS 第 39 号に付随する適用ガイダンス F.3.7 では「可能性が非常に高い」に関する解釈方法についての追加的ガイダンスを提供しており、当該評価の際に企業が検討しなければならない事項について規定している。また、同適用ガイダンス F.3.11 では、予定取引の発生予定時期に関する文書化について規定している。これらに基づき、企業は、予定取引の規模及び時期の両方に関する不確実性について検討しなければならない。
- (4) IFRS 第 9 号 6.3.3 項では、「可能性が非常に高くなければならない」とする要求事項は、ヘッジ対象に指定された予定取引に対して適用されるとされているため、ヘッジ手段の特定の特徴は、予定取引が「可能性が非常に高い」かどうかの判定に影響しないと IASB スタッフは考えている。
- (5) 同適用ガイダンス F.3.10 では、ヘッジされている予定取引の特定及び文書化について規定しており、企業は、取引発生時において当該取引がヘッジされている取引かどうかを識別できるように十分に特定しなければならない（ある期間における売上の 100%等、売上又は購入の一定割合のみでは、予定取引を特定できないとされている）。
- (6) 本分析による結論は、上記(2)を理由として、IAS 第 39 号及び IFRS 第 9 号の両方に対して同様に適用されることを IASB スタッフは強調する。

IFRS-IC 会議での議論の結果

10. 本論点については、「予定取引の時期及び規模に関する不確実性は、IAS 第 39 号及び IFRS 第 9 号を適用する際の、『可能性が非常に高い』かどうかの評価にどのように影響するのか」という別のより広範な質問に対する回答を追記して 2018 年 3 月のアジェンダ決定案を改定することについて多くのメンバーが支持する一方で、以下のような意見が聞かれた。

- (1) IASB スタッフが提示した文案中において参照している IAS 第 39 号に付随する適用ガイダンスと IFRS 第 9 号との関係についての説明をアジェンダ決定案に挿

入すべきである。

- (2) ヘッジ対象とする予定取引の特定及び文書化の必要性について説明している IAS 第 39 号適用ガイダンス F.3.10 及び F.3.11 の参照をアジェンダ決定案に挿入すべきである。
11. 議論の結果、IASB スタッフが提示した文案に、メンバーが提案した前述の修正等を反映したうえで、公表することとする旨のアジェンダ決定案が、賛成多数により可決され公表されている（なお、公表されたアジェンダ決定案の仮訳を別紙 1 に記載している）。

今後の予定

12. IFRS-IC は、アジェンダ決定案について、2018 年 11 月 21 日までコメントを募集しており、今後の会議において、当該アジェンダ決定案を最終化するかどうかについて検討する予定である。

以 上

別紙1 2018年9月のIFRIC Updateに掲載された「アジェンダ決定案」の仮訳

キャッシュ・フロー・ヘッジ関係における、可能性が非常に高いという要求の適用（IFRS第9号「金融商品」及びIAS第39号「金融商品：認識及び測定」） — アジェンダ・ペーパー12

委員会は、予定取引がキャッシュ・フロー・ヘッジ関係におけるヘッジ対象として適格となるためには、「可能性が非常に高くなければならない」というIFRS第9号及びIAS第39号の要求事項に関する要望を受けた。この要望書は、ヘッジ手段に指定されたデリバティブ（「ロード・フォローイング・スワップ」）の想定元本が、ヘッジ対象（エネルギーの予定売上）の結果に応じて変動する場合に、企業が当該要求事項をどのように適用するのかを質問したものであった。さらに、要望書は、ヘッジ有効性を評価又は測定する際に、ヘッジ対象がヘッジ関係の開始時において（数量的に）固定されていなければならないのかどうか、また、これらの質問に対する回答は、企業が適用するのがIAS第39号なのかIFRS第9号なのかによって左右されるのかどうかを質問していた。

この要望書について行ったアウトリーチへの回答及びコメント・レターで受け取った回答により、要望書に記載された金融商品は一般的ではないことが確認された。また、コメント・レターにより、この要望は、予定取引の時期及び規模に関する不確実性が、IAS第39号及びIFRS第9号を適用する場合の「可能性が非常に高い」の評価にどのように影響を与えるのかという、より幅広い事項に関連しているという一部の委員会メンバーが示した見解も確認された。

委員会は、予定取引（要望書では、エネルギーの予定売上）の可能性が非常に高いかどうかを評価する際に、企業は予定取引の時期と規模の両方に関する不確実性を考慮すると考えた（IAS第39号に付属する適用ガイダンスのF.3.7及びF.3.11）。また、委員会は、ヘッジ手段（要望書では、ロード・フォローイング・スワップ）の条件はこの評価に影響を与えないと考えた。可能性が非常に高いという要求事項はヘッジ対象に適用されるものだからである。

委員会はまた、ヘッジ会計の目的上、企業はエネルギーの予定売上を規模及び時期に関して十分に具体的に文書化して、そうした取引が生じた時に企業が当該取引がヘッジされた取引なのかどうかを識別できるようにしなければならないと考えた。したがって、エネルギーの予定取引は、単にある期間中の売上高の一定率として定めることはできない。それでは必要とされる具体性に欠けることになるからである（IAS第39号に付属する適用ガイダンスのF.3.10及びF.3.11）。

委員会は、IFRS第9号における可能性が非常に高いという要求事項は新しいものではな

いことに留意した。IAS第39号に同じ要求事項が含まれている。審議会はIAS第39号に付属していたヘッジ会計関連の適用ガイダンスを引き継がないことを決定したが、IFRS第9号のBC6.95項は、適用ガイダンスを引き継がなかったことは、審議会在当該ガイダンスを棄却したことを意味するものではないと説明している。

委員会は、IAS第39号及びIFRS第9号の要求事項が、予定取引の可能性が非常に高いかどうかを企業が判定するための適切な基礎を提供していると結論を下した。

したがって、委員会はこれらの事項を基準設定アジェンダに追加しないことを〔決定した〕。

以 上

別紙 2 関連する IFRS 基準の規定

IAS 第 39 号「金融商品：認識及び測定」

ヘッジ

72 本基準は、売建オプションの一部（付録Aの AG94項参照）を除き、第88項の条件に該当する限りは、デリバティブをヘッジ手段として指定できる状況を制限していない。[省略]

78 ヘッジ対象は、認識されている資産若しくは負債、未認識の確定約定、可能性が非常に高い予定取引又は在外営業活動体に対する純投資、のいずれかであり得る。[省略]

88 ヘッジ関係は、次の条件のすべてが満たされた場合に、かつその場合においてのみ、第89項から第102項によるヘッジ会計の要件を満たす。

[省略]

(c) キャッシュ・フロー・ヘッジについては、ヘッジの対象である予定取引は、実行の可能性が非常に高く、かつ最終的に純損益に影響しうるキャッシュ・フローの変動可能性に対するエクスポージャーを表すものでなければならない。

[省略]

IFRS 第 9 号「金融商品」

6.3 ヘッジ対象

6.3.3 ヘッジ対象が予定取引（又はその構成要素）である場合には、その取引は可能性が非常に高くなければならない。

IAS 第 39 号に付随する適用ガイダンス

F.3 ヘッジ会計

F.3.7 キャッシュ・フロー・ヘッジについては、ヘッジの対象となる予定取引は「可能性が非常に高い」(highly probable) ものでなければならない。この「可能性が非常に高い」という用語はどのように解釈すべきか。

「可能性が非常に高い」(highly probable) という用語は、「起こる可能性の方が高い」(more likely than not) よりも発生の可能性がかなり高いことを示す。予定取引が発生する可能性の評価は、経営者の意図のみに基づくものではない。意図は検証できないからである。取引の発生可能性は客観

的な事実及び付随する状況により立証されなければならない。

取引が発生する可能性を評価する際には、次のような状況を考慮しなければならない。

- (a) 類似した過去の取引の頻度
- (b) 企業が当該取引を行う財務的及び経営的能力
- (c) 特定の活動を行うための資源の重要な投入（例えば、短期的には特定の商品の加工にしか使用できない製造設備）
- (d) 当該取引が発生しなかった場合に生じる損失又は事業活動への障害の程度
- (e) 著しく性質の異なる取引によって同じ事業目的が達成できる可能性（例えば、資金を調達しようとする企業には、短期の銀行借入から普通株式発行に至るまでいくつかの手段がある）
- (f) 企業の事業計画

予定取引の発生が予想される時期までの期間の長さも、可能性判定の際の考慮要素である。他の条件が同じであれば、予定取引までの期間が長いほど、当該取引の可能性が非常に高いものと判断される見込みは低くなり、可能性が非常に高いという主張を立証するにはより強い証拠が必要となる。

例えば、5年後に発生すると予想される取引は、1年後に発生すると予想される取引よりも発生する可能性が低いであろう。しかし、今後20年の変動金利負債に関して予想される金利支払でも、現在の契約上の義務により立証されている場合には、可能性が非常に高いことになろう。

さらに、他の条件が同じであれば、予定取引の数量又は将来価値が企業の同一内容の取引に比べて大きいほど、当該取引が可能性の非常に高いものと判断される見込みは低くなり、可能性が高いという主張を立証するにはより強い証拠が必要となる。例えば、過去3か月間の月平均売上高が950,000単位である場合、翌月の100,000単位の予想売上を立証する方が、950,000単位の予想売上よりも必要な証拠は少ないであろう。

予定取引のヘッジを指定した後にその予定取引の発生が見込めなくなったという前歴があった場合、企業が将来取引を正確に予想する能力と、将来において同様の予定取引にヘッジ会計を適用することの妥当性の両方について、疑問が呈されることになろう。

F. 3. 10 予定取引を、特定の期間における製品の最後の15,000単位の購入又は販売、あるいは特定の期間中の購入又は販売の一定割合として特定することはできるか。

そのような特定の仕方はできない。ヘッジ対象となる予定取引は、取引の発生時に当該取引がヘッジ対象取引であるかどうか明確となるような形で、特定され文書化されなければならない。した

がって、予定取引は、特定の3か月の期間中の特定製品の最初の15,000単位の売上として特定するのはよいが、最後の15,000単位であるかどうかは発生時には特定できないので、3か月の期間中の当該製品の最後の15,000単位という指定はできない。同じ理由で、一定期間中の売上又は仕入の一定割合としてのみ特定することはできない。

- F. 3. 11** 予定取引のヘッジに関し、ヘッジの開始時に確立されたヘッジ関係の文書化は、予定取引が発生すると見込まれる日付又は時期を特定しなければならないか。

特定する必要がある。ヘッジ会計の要件を満たすためには、ヘッジは具体的な識別され指定されたリスク（IAS 39. AG110）でなければならず、かつ、有効性を信頼性をもって測定することが可能でなければならない（IAS 39. 88(d)）。また、ヘッジ対象となる予定取引は、可能性が極めて高くなければならない（IAS 39. 88(c)）。これらの要件を満たすために、企業は予定取引が発生すると見込まれる正確な日付を予測して文書化することは必要とされていない。しかし、予定取引が発生すると見込まれる一定の期間を、最も可能性の高い日から合理的に具体的で一般的に狭い範囲内で、ヘッジ有効性の評価の根拠として、特定し文書化することが要求される。IAS 39. 88(d)に従って、ヘッジが非常に有効となるかどうかを判定するために、予想キャッシュ・フローの現在価値の変動がヘッジ手段の公正価値の変動で相殺されることを確認することが必要となる場合もあり、この確認は、キャッシュ・フローの時期が互いに近接して発生する場合にしかできないかもしれない。予定取引が、当初に予想された期間又はその後の比較的短い期間内に発生するとは予想されなくなった場合には、ヘッジ会計はIAS 39. 101(c)に従って中止される。

以 上